　　　養老町届出避難所認定要綱

（目的）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の７第１項の規定により町長が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）とは別に、町民が自主的に開設し、運営する避難所を届出避難所として認定し、当該避難所に対して支援を行うことにより、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合（以下「非常災害時」という。）に町民が自主的に避難する場所を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「届出避難所」とは、非常災害時における避難所としての使用について、区、自治会又は自主防災組織（以下「自主防災組織等」という。）が所有者又は管理者の承諾を得た地域の集会所、その他個人又は団体が所有する施設（以下「集会所等」という。）であって、あらかじめ町長が避難所として認定するものをいう。

　（要件）

第３条　届出避難所として認定する集会所等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　避難スペースとして利用できる床面積が20㎡以上であること。

(2)　立地及び構造は次に掲げる基準のいずれかを満たさなければならない。

　ア　浸水想定区域外に立地する集会所等であること。

　イ　浸水想定区域内に立地する集会所等であっては、最大浸水深より高い位置に避難スペースを確保できること。

　ウ　土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域外に立地する集会所等であること。

　　エ　建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年６月１日施行）を満たす集会所等であること。

（認定の申請等）

第４条　集会所等を届出避難所として認定を受けようとする自主防災組織等は、届出避難所認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

　(1)　位置図及び平面図

　(2)　集会所等の外観及び内部の画像

　(3)　前２号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、認定の適否を決定するものとする。

３　町長は、前項の規定による認定にあたり、届出避難所の開設に関する条件を付すことができる。

４　町長は、第２項の規定により届出避難所を認定したときは、届出避難所認定通知書（様式第２号）により当該区等に通知するものとする。

　（届出避難所認定通知書の掲示）

第５条　前条第４項の規定による通知を受けた自主防災組織等（以下「設置者」という。）は、届出避難所認定通知書を当該届出避難所の見やすい場所に掲示するものとする。

　（資機材の支給）

第６条　町は、設置者に対して別表に掲げる資機材を支給又は貸与するものとする。

　（開設、運営及び費用負担）

第７条　届出避難所は、設置者が自主的に開設し、運営することとし、町は職員の派遣を行わないものとする。

２　届出避難所の開設及び運営に係る費用は、設置者の負担とする。

３　町は、開設された届出避難所に対して、必要に応じて救援物資を供与するものとする。

４　前項の救援物資は、町が開設している指定避難所において引き渡すものとする。

　（町長への報告）

第８条　設置者は、届出避難所を開設したときは、その旨を町長に報告するものとする。

２　設置者は、届出避難所に避難した者があった場合は、その人数等を町長に報告するものとする。

３　設置者は、届出避難所を閉鎖したときは、その旨を町長に報告するものとする。

　（指定避難所との関係）

第９条　設置者は、指定避難所が開設されている場合においても、届出避難所を開設することができる。

　（変更の届出）

第10条　設置者は、届出避難所の認定内容に変更があった場合は、その旨を届出避難所認定内容変更届出書（様式第３号）により町長に届け出るものとする。

２　町長は、前項の規定による届出があったときは、届出避難所認定内容変更承認書（様式第４号）により通知するものとする。

（届出の廃止）

第11条　設置者は、届出避難所を廃止したときは、届出避難所廃止届出書（様式第５号）により町長に届け出るものとする。

　（認定の取消）

第12条　町長は、届出避難所周辺の環境の変化、土砂災害警戒区域の指定その他の事情により、届出避難所が非常災害時に身を守ることができる立地及び構造を有しないものとなったと認める場合又は前条に規定する届出があった場合は、当該届出避難所の認定を取り消すことができる。

２　町長は、前条の規定により認定を取り消したときは、届出避難所認定取消書（様式第６号）により通知するものとする。

（研修、訓練等）

第13条　自主防災組織等は、届出避難所を利用すると想定される町民に対して研修及び訓練を実施し、届出避難所の利用に関する理解を深めるように努めるものとする。

　（事故等の損害賠償等）

第14条　届出避難所の開設及び運営に伴い生じた損害に係る賠償等ついては、町はその責めを負わないものとする。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資機材名 | 数量 | 支給又は貸与の区分 |
| 非接触型体温計 | １台 | 支給 |
| 毛布 | 10枚 | 支給 |
| 災害用敷きマット（20ｍ巻） | １巻 | 支給 |
| 戸別受信機 | １台 | 貸与 |